

平成27年度第2回向日市個人情報保護審議会 会議録要旨

- ・日時：平成28年2月18日（木）午後5時から午後6時まで
  - ・場所：向日市役所 第3会議室
  - ・出席者：（委員）大田直史会長、植田進委員、酒井美智子委員、吉松裕子委員  
（説明員）諮問事項1 井口健康推進課長、柴田係長  
諮問事項2 松下防災安全課長、細見主査、  
鈴木総務部次長兼総務課長、明是主任  
（事務局）酒井市民生活部長、川本市民生活部次長兼市民参画課長、  
藤野主幹、松本係長
  - ・傍聴者：なし
  - ・議事：
    - （1）諮問事項1  
後期高齢者医療被保険者の健康・医療情報を本人外収集することについて
    - （2）諮問事項2  
向日市防犯カメラ設置及び管理運用要領（案）に基づく個人情報の収集等について
- 

議事 諮問事項1

後期高齢者医療被保険者の健康・医療情報を本人外収集することについて

事務局

（審議事項の概要説明）

本市においては、保健事業計画を策定しております。

今般、健康課題の分析を行うためのデータベースが府内一斉に導入されました。

後期高齢者医療制度の保険者は京都府後期高齢者医療広域連合という、計画の策定を行う向日市長とは別の実施機関となります。

後期高齢者医療被保険者のデータを広域連合から受領して、データベースを活用することで、計画をより実効性のあるものとすることができます。

広域連合から個人情報を受領することは、本人以外からの個人情報の収集となるため、審議会に諮問されたものです。

通知を要する対象者が大量であり、かつ、事務処理に多大の時間と費用を要することが見込まれるので、本人通知につきましては省略することを同時に諮問するものです。

実施機関

（事業の概要説明）

平成20年度から全ての国民に対し、各保険者が特定健康診査・特定保健指導を実施することが義務づけられました。市では、国民健康

保険加入者に対して、特定健診等を実施しています。

また、平成25年6月の閣議決定で、保険者は、健診データを分析した地域の健康課題を踏まえた保健事業の実実施計画の作成と実践が義務づけられました。

このような中、検診結果等の情報を連動させ、健康課題の分析を行うために、国保データベース（KDB）システムが開発されました。京都府内では全市町村で導入済みで、後期高齢者に関するデータも連携できる体制が整備されています。

75歳以上の後期高齢者の方については、京都府後期高齢者医療広域連合が保険者となりますが、特定健診及び保健指導等の実務については、市が行っていますので、広域連合から情報を受領し、KDBシステムに取り込む必要があります。

対象者数は、1月末現在で6225人で、個々人から情報を収集するのは、大変困難ですので、本人外収集が必要です。

更新頻度は月に1回程度です。

このシステムを活用すれば、地域の特徴が明らかになり、これまで見えなかった本市の健康の実態や課題が見えるようになります。

後期高齢者の健康課題は、生活習慣の積み重ねであり、後期高齢者だけの問題ではありません。見えてくる健康課題に応じた保健事業を計画することは合理的かつ効果的であり、多くの市民にとってメリットが大きいと考えています。

会長

KDBの管理者は誰ですか。

実施機関

実務は国保連合会が行っておりますが、各市が業務を委託して行っているものです。

委員

データベースには個人の医療情報が入るということですか。

実施機関

一旦全てデータを取り込みますが、実際に職員が利用するのは、生活習慣病にかかわるものではどのような疾患が多いのかなど、統計的なデータということになります。

委員

見ようと思えば、個人の情報も見えるということですか。

実施機関

全ての医療情報というわけではありませんが、KDBシステムの目的である生活習慣病を中心とした疾患に特化して個人情報を見ることが可能です。

委員

KDBシステムそのものが生活習慣病の予防のために開発されたも

のであるということですか。

実施機関            そうです。国民の医療費の伸びを抑制するところが大きな目標です。その中でも予防可能なものとして生活習慣病が効果的だといわれており、そのための分析を行い効果的な事業を行うことが国の方針で求められています。

委員                 情報は個人には知らされないのですか。

実施機関            個人に通知することはありません。分析を行って得られた傾向などは還元していくことになります。

会長                 医療機関にかかったということや健康診断の結果などは、もともと本人が持つておられる情報ですよ。

実施機関            これまでは健康診断結果と医療情報を結びつけることができなかったのですが、その結び付けを行うことで、例えば健康診断を受けない人たちはどのような傾向を持つのかなどが把握でき、事業を展開することができるようになります。国もそこを求めています。

委員                 悪くないと思います。でも大変なことですね。医療情報を受領して分析するということは賛成です。

委員                 より合理的な施策を行うためということですね。

実施機関            そうです。予防できる疾患について、どこにターゲットを絞るかということをも明確にするためのものです。

会長                 本人以外からの個人情報の収集になるということで、条例第8条第3項第5号により、「公益上必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない」ということになります。

                      公益上の必要性は、健康指導などで必要な情報であるということが認められます。本人の権利利益を不当に侵害するおそれも、ないといえるでしょう。

                      実際に使われるデータもほとんど統計的な部分を利用されるということですね。

実施機関            個人に働きかけるためのものではなく、市として計画を立てるためのものです。

会長

その他意見もないようですので、このあたりで、論議は終了したいと思います。

ただ今のご意見や議論を踏まえまして、「答申書案」を作成し、みなさまに事務局から送らせていただき、ご了解ののち、正式な「答申書」といたします。

## 議事 諮問事項2

向日市防犯カメラ設置及び管理運用要領（案）に基づく個人情報の収集等について

事務局

（審議事項の概要説明）

昨年2月の市庁舎安全カメラ、4月の防災拠点の防犯カメラに引き続き、また連続してカメラの案件をご審議いただくものです。

4月に北部防災拠点に防犯カメラを設置することにつきまして、ご審議いただきましたが、今回、防犯という目的に変更はありませんが、今後、連続して設置場所を拡大することなどの予定が出てまいりましたので、要領の見直しを行うことにつきましてご審議をお願いしております。

なお、実施機関では、防犯カメラでの撮影は、条例8条3項1号で収集を制限されている本人の同意を得ない個人情報の収集であるとし、条例8条3項5号による審議会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるものとして、諮問書を提出しております。

実施機関

（事業の概要説明）

今回諮問する要領（案）については、平成27年6月22日に審議をしていただき、7月1日に制定しました「北部防災拠点における防犯カメラの設置及び運用に関する要領」の全部を改正するものです。

近年、児童や青少年を対象とした悲惨な事件等が大きく報道されていますが、犯罪の抑止や早期解決を図るため、公共空間や公共施設等に防犯カメラを設置する取組が進められているところです。

本市においても、警察や生活安全推進協議会のご協力を得て防犯活動等に取り組んでいるところです。

本市の犯罪認知件数は年々減少傾向にあるものの、自転車などの乗り物の窃盗については増加傾向にあり、そのほとんどが駅周辺などの人通りの多い公共空間で発生しています。

防犯カメラの設置については、犯罪抑止力などの期待から、地域の方や向日町警察署などからも設置の要望を受けています。

また、昨年12月、向日市議会からも「防犯カメラ設置推進についての請願」が提出され、全会派一致で賛成されるなど、防犯カメラ設置の要望が多いことから、今後、公共施設や公共空間に、継続的に防犯カメラを設置し、犯罪のない安全・安心な街づくりを推進していくものです。

改正のポイントは、以下のとおりです。

カメラの設置場所ごとに管理責任者を定め、別表で明示します。

データの保存期間は、犯罪捜査への対応を考慮し、標準的に14日とし、保存期間を経過した画像は上書き等により消去します。

画像の外部提供は、裁判官の令状によるものや刑事訴訟法第197条第2項の規定によるものなどの法令に定めがある場合、人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合のみとします。

犯罪の防止を目的としていることから、撮影対象区域の見やすい場所には、防犯カメラが作動していること及び設置者が市であることを示すステッカーを掲示して周知します。

その他記録データの取扱などについては、向日市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

会長 今後どのようなところに設置していく予定ですか。

実施機関 平成28年度予算で予定しているものは駅改札口周辺です。警察と協議を行い、乙訓で進めています。今回の請願では、通学路への設置ということがありましたので、今後、学校やPTAと協議をして順次設置をしていく方向で考えています。

予算の制約などがありますが、人通りの多い公共空間と通学路を中心に設置する方向で検討しています。

会長 カメラの設置場所に14日間保管されるということですか。

実施機関 カメラの外部メモリーに保管します。現行の防犯カメラは顔が判別できる程度の解像度で保存した場合、標準的には14日間保存できるものが一般的です。近隣市町もその程度のものを設置しています。

委員 要領のどこが改正されているのですか。

実施機関 全部改正です。

委員 今後、個人情報保護審議会の審議を得ずに設置場所を拡大していくということで考えているのですか。

事務局 そうです。要領にそって基準を設けて設置していくという方向性について、今回ご審議いただきたいと考えています。

委員 設置目的に照らして、プライバシーに配慮し、厳格に管理をされていくということが大切です。

要領を定めて厳格に運用をされるのであれば、防犯という目的や設置場所が明らかにされているので、その都度審議会を開かなくてはならない、というものではないと思います。

委員	必要最小限の台数というのはどれくらいですか。
実施機関	場所によるので、何台ということはいえません。闇雲にたくさん付けるということはず、地域の声をお聞きして、警察と協議するなどして最低限の防犯や犯罪抑止のために足りる台数にすると考えています。
委員	設置するのはどこですか。
実施機関	本市が管理する公共施設等の中と外の公共空間です。
委員	駅は市の管理ではありませんよね。
実施機関	駅の改札周辺の公共の道路を考えています。駅の改札自体には鉄道事業者がすでに設置しています。JR向日町駅でしたら、駅前に広場がありますので、そこへの設置を考えています。
委員	道路が市の施設だということなら、どこでも設置できるということですね。
実施機関	そうなります。
委員	目的があるので、闇雲な設置にはならないことはわかっていますが、この要領を持って何ができるのかを考えてみる必要があります。
会長	昨年の要領は場所も特定されており、そこにおける必要最低限度ということが明らかにされていましたが、今回のものは場所が特定されていない中では、ほとんど歯止めにはならない感じですね。
委員	住宅街の道路などでも設置しようと思えばできるということですか。特定の方の家の前がずっと撮影されているようなことも考えられますね。そこを誰かが何らかの形でチェックするような運用でないと、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めにくいと思います。そのあたりはどのようにお考えですか。
実施機関	そうですね。カメラ自体に付いている、撮像の一部を黒く塗りつぶすプライバシーマスクという機能も利用しますし、家屋が写るようなところに設置する場合には、そのお家の方の了解をいただいてからでないと設置できないという運用にします。

委員	適正な運用は必要なのですが、職員には人事異動もあり、人が変わると運用も変わるのでは困るので、要領に定めたほうが良いと思います。
委員	解像度への検討はされますか。
実施機関	一般的なカメラで、一般的な設定での撮影を行います。一定の性能の基準を定めるなどは考えていません。
会長	防犯カメラが設置されている場所をあらかじめ広報するなどは考えられていますか。
実施機関	ホームページなどで公開するなどの取組をされている市はありません。
会長	個人の住宅などについては撮影をしないというようなことが、明確なルールとしてこの中には定められていないと思います。
実施機関	民地ではなく、「公共空間」ということで限定しています。設置についても地域の要望をお聞きしますので、反対される方がいらっしゃれば設置についても場合によっては見送るということもあります。 地域のご意見を集約した上で設置していきたいと考えています。
委員	「公共空間」というのはどこで定められていますか。
実施機関	直接の表記はありませんが、第2条に「市が設置し、又は管理する施設」とありますので「公共空間」を想定しているものです。
委員	「公共空間」以外には設置しませんというようなことは書かれていないということですか。
実施機関	設置するのは「市が設置し、又は管理する施設」としてしますので、それ以外のところには設置しないという考え方です。
会長	疑問点は、増設される際に審議会に諮らなくてもよいとなったときに、どのように必要最小限ということをチェックできるのかということと ころです。 説明ありがとうございました。



－実施機関退出－

- 委員 必要最小限というところを担保するというところが、この要領ではだめなのではないかと思います。
- 公益上の必要性については、犯罪の予防という点で問題はないと思いますが、権利利益を不当に侵害するおそれがないといいきれぬのかというところでは。
- 設置時に場所と撮影範囲をチェックする機能がないと、難しいのではないかと思うのですが。
- 事務局 実際に設置して行くにあたり、毎度この審議会を開催してご審議いただくのには無理があるのではないかと、事務局では判断しています。
- もし、この審議会をチェックすることが可能だと言っただけのなら、メールで図面などを見ていただいてご意見いただくなどの方法もあるかと思っています。
- 会長 この審議会が逐一チェックすることが必要かどうかは別として、ただこれでは難しいですね。
- 委員 どこにでも付けられることになってしまいます。
- 会長 どこかで何かチェックすることが必要ですね。
- 委員 審議会ですらその都度、場所も含めてチェックすることはできないのではないですか。設置者側で厳格にチェックする機能が必要なのではないですか。設置場所周辺への周知だけでは物足りない感じはします。
- 事務局 要項に盛り込んだり、別にチェック機能を組織することも可能かと考えています。
- 会長 少なくとも、この審議会に報告はしていただいたほうがいいかと思っています。
- 事務局 付けたあとに報告することは、もともと想定しておりました。
- 委員 あとでは意味がないですね。
- 会長 事後的にでも意見を言えるというのはいいかもしれないですね。
- 事務局 つまり、設置の前にご審議をいただくのなら問題はないということ

ですね。

委員 1年に1度くらいにまとめて審議するのなら、審議会にも負担にはならないかと思います。

計画的に設置していくということなら、毎月審議会をしなければならないということにはならないかと思います。

事務局 今後の計画についてなのですが、28年度予算案で盛り込まれている街頭設置のカメラについて主にご審議いただきましたが、別表の2番目に来る予定のものは、リニューアル工事中の市民体育館となります。

－実施機関再入場－

実施機関 (設置場所についての説明)

委員 この要領案について諮問を受けているので、要領案についての意見を付けて答申をしなければならないということですね。

事務局 設置予定時には、その程度の図面でお示しすることはできると考えております。ただ、この図面でチェックが本当に可能かというところも危惧したところです。

毎回このようなチェックをしていただくことになるのですが、現実に3回続けてカメラの案件を取り扱っていただいておりますので、審議会がカメラのチェックばかりになってしまわないかが心配です。

委員 現場の情景がわからないと図面だけでは難しいかもしれません。

事務局 そうなると、現場に向かうしかありませんし、こちらの審議会にお願いするのは難しいかもしれません。

委員 カメラの設置者側で厳格な管理をしていただくしかない。

会長 なぜこの場所に設置するのか、理由の説明をお願いします。

実施機関 体育館は相当大的な建物で、職員数は限られていますから、防犯上に加えて体育館の運営管理上の側面もあります。

委員 つまり、館内の映像が見られるタイプということですか。

実施機関      そうです。館外においても特に夜間、駐車場なども回りが田んぼです  
るので、死角が多く、設置の必要があると考えています。

館内は、置き引きなどの防犯上と、「歴史まちづくり」の関連で設置する資料展示コーナーの管理も含めて設置します。

会長           とくに意見がないようですので、実施機関は退出いただいて結構です。

－実施機関退出－

委員           この件については、公益上の必要性については、防犯という点で問題はない  
と思いますし、体育館利用者の権利利益を不当に侵害するおそれがない  
と思います。

委員           要領につきましては、事前のチェックか不服申立の制度があるとい  
いかと思います。

設置も、そういつまでも続くものでもないでしょう。しばらくは回数も  
増えますが、審議会でその都度チェックするのがいいかと考えます。

実施機関      では、皆様お忙しい方々ばかりですが、カメラ設置前には、とりま  
とめてその都度ご審議をいただく方向で進めさせていただきます。

会長           では、ただ今のご意見や議論を踏まえまして、事前チェックの機能を  
審議会で持つということ盛り込んで「答申書案」を作成し、みなさまに  
事務局から送らせていただき、ご了解ののち、正式な「答申書」と  
いたします。